

「障がいのある学生支援に関する基本方針」

趣旨

この基本方針は、障がいのある学生を受け入れ、「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を遵守し、修学のために必要な支援を合理的配慮に基づき行い、障がいのある学生の権利を保障する為の基本的な考え方を示すことを目的とする。

基本方針

1. 機会の確保

本学に在籍する学生が、障がいの有無にかかわらず、平等に学生生活を送れるよう修学の機会を確保する。

2. 対象範囲

本学に入学を希望する障がいのある人、及び本学に在籍する障がいのある学生を対象に必要な支援を行う。

3. 支援方針の決定

当該学生のニーズに基づき、学生の所属する学部・学科、関係部署が相談の上、個別に支援方針を決定する。支援方針の決定に当たっては、当該学生との合意を得て行う。

4. 合理的配慮に基づく支援

授業環境の配慮、試験時の配慮、成績評価、コミュニケーション上の配慮などにおける支援について、学生のニーズに応じて支援方針に基づき行う。

5. 支援体制

学生サポート委員会を支援に関わる相談窓口とし、学部・学科の支援の必要な学生に対し、入試や学生生活、就職等に関わる全ての関係部署が支援を行う。なお支援にあたっては、学長の下、学部・学科、関係部署との密接な連携体制を取り支援を行う。

6. 施設・設備

障がいのある学生が、安全に学生生活を送れるように配慮に努める。

障がい学生への支援（合理的配慮）の流れ

1. 学生、保護者からの申し出

支援は原則として、学生本人又は保護者からの申し出により行われる。

支援を受けるためには、原則として根拠資料（障害者手帳や医師の診断書等）が必要。

2. 面談

申し出に基づき、関係部署との面談を行い、学生のニーズの把握をし情報を収集する。

3. 支援方針の決定

学生のニーズに応じて、合理的配慮に基づき支援の方針・内容を決定する。

必要に応じて、教員への配慮事項の伝達を行う。

4. 支援の開始